

地震保険と当社

地震保険制度発足の経緯

わが国は世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害はその発生がきわめて不確実であることや大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため長年にわたり、地震保険制度について研究、論議されてきましたが、実現には至りませんでした。

しかし、昭和39年6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和41年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険（注）制度が発足し、当社が設立されました。

（注）損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険に関しても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

会社の特色

家計地震保険は、お客様（契約者）に確実に保険金を支払えるように政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度（いわばセーフティネット）を組んでいます。

またお客様からお預かりした保険料は損害保険会社から切り離し、政府と当社で管理し、運用しています。

当社はこのように再保険制度の中心にあって、政府、損害保険会社、当社の三者間の再保険手続きを行うとともに、お客様からお預かりした保険料の管理・運用を行う日本で唯一の地震再保険会社です。

 再保険のしくみについてはP18の「再保険のしくみ」およびP43の「用語の解説」をご覧ください。

大震災への対応

当社の重要な使命は大震災の際、迅速かつ確実に再保険金を支払うことです。このため平時においても常勤役員と管理職により構成された震災対策委員会を常設して、役職員全員参加による大震災に備えた訓練や体制整備を毎年定期的に実施しています。

また、資産の管理・運用は保険金の支払いに支障をきたさないよう流動性（換金性）、安全性に細心の注意を払っています。具体的には次のとおりです。

震 災対策委員会とその活動内容

部門横断の会社組織として震災対策委員会を常設し、年間計画に基づき大地震を想定した初期行動、再保険金支払演習等の訓練や緊急対応マニュアルの整備点検等を実施しています。

平成19年度は、当社が平成19年3月に銀行・証券の債券関係者に実施した「大震災発生後の債券市場動向」のアンケート結果も参考に、首都直下地震発生時の資金化計画および支払いスケジュールを更新したほか、緊急時の連絡体制の見直しを実施しました。

また、気象庁による緊急地震速報の提供開始に伴い、オフィス内に受信端末を設置し来訪者、役職員の身の安全の確保に役立てています。

換 金性の高い資産による運用

当社は、首都直下地震が発生した際などには巨額の再保険金を短期間に支払う必要に迫られます。このため、責任に見合う運用資産は常に流動性の高い、高格付けの債券を中心に運用しています。また、換金時の価格リスクを軽減するため、債券は中期債による運用を基本としています。